

# 生駒市公式プロモーションサイト「good cycle ikoma」運用等業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

生駒市公式プロモーションサイト「good cycle ikoma」運用等業務

## 2 業務目的

本業務は、第6次総合計画や都市計画マスタープランで定められた「多様な生き方や多様な暮らし方に対応できるまちを目指す」というまちづくりの方向性を体現する人や場所・活動等を、生駒市公式プロモーションサイト「good cycle ikoma」(以下「サイト」という。)及び関連するデジタルメディアを通じて発信し、都市イメージを戦略的に発展させていくことを目的として実施するものである。

主な対象は市内外の25～44歳の働き盛り世代とし、市内の方には推奨・参加・感謝意欲の向上を、市外の方には「生駒市を訪れたい」「生駒市に住んでみたい」といった興味・関心の喚起につなげることを目指す。あわせて、サイトの更新・改修、運用保守、アクセス分析、フリーペーパー制作、動画制作、広告配信及び効果測定を一体的に委託することで、サイトを基軸としたコンテンツ制作から発信、サイト流入促進、検証、改善までを連動させ、媒体ごとの役割分担を明確にしながら、より効果的かつ効率的なプロモーションの実施を図るものである。

## 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 サイトについて

- ・名称 good cycle ikoma(変更不可)
- ・URL <https://goodcycleikoma.jp/>(変更不可)
- ・サーバー XServer(スタンダードプラン)(変更可能)
- ・CMS WordPress 6.7.2(変更可能)

## 5 業務概要

- (1)コンテンツ更新・分析・改修業務
- (2)広告配信・動画制作業務
- (3)フリーペーパー制作業務
- (4)システム運用保守管理業務

## 6 業務の詳細

#### (1)コンテンツ更新・分析・改修業務

- ・下記(ア)～(ウ)のコンテンツを、SEO 対策(検索エンジン最適化)を踏まえた上で制作し、サイトに適切に表示させるための作業を行うこと。
- ・業務にあたって必要な現地取材及び写真撮影、イラスト・記事作成、サイトへの掲載、コンサルティングにかかる一切の業務を行い、下記(ア)～(ウ)で作成する記事は契約期間内に分散して公開すること。
- ・下記(ア)～(ウ)に掲載する記事件数及び取材対象者の候補者は令和 8 年 9 月 30 日を目途に本市で定め、その後開かれる編集会議で記事件数、取材対象者、掲載スケジュール等を決定する。
- ・本業務で実施する記事追加やサイト改修は、既存のデザイン、文体、写真等と親和性をもたせ、一貫性をもって市の魅力を市内外に伝えることとする。
- ・下記(ア)～(ウ)の成果物(システム一式や写真、イラスト等使用した素材一式)は、電子データで本市広報広聴課に業務期間内に納品すること。

#### (ア)「いこまのひと」の記事作成(<https://goodcycleikoma.jp/people/>)

- ・本市が指定する人物を取材・撮影し、記事を 3 件作成する。
- ・取材時間は概ね 1 件あたり半日程度とする。
- ・目安となる文字数は 1,500 文字程度、添付画像は 10 点程度とする。
- ・ライター・カメラマンとして市民 PR チーム「いこまち宣伝部」の部員を本市が紹介の上、起用することができる。

#### (イ)「いこまのすまい」の記事作成及び改修(<https://goodcycleikoma.jp/house/>)

- ・本市が指定する住まい等を取材・撮影し、改修前後の間取り図も作成したうえで、記事を最大 2 件作成する。
- ・なお、発信すべき事例が見つからない場合、支払い金額は、単価に掲載件数を乗じた額とし、記事の単価に最大件数の 2 件を乗じた額を委託料の上限とする。
- ・取材時間は概ね 1 件あたり半日程度とする。その他、1 回は下取材を行うこと。
- ・目安となる文字数は 2,500～3,000 文字程度、添付画像は 10 点以上とする。
- ・原稿の校正は 3 回程度とする。
- ・「いこまのすまい」に関連する記事を、サイト内や市ホームページに掲載する関連事業へのリンクなど、効果的な連動策を提案し実施すること。

#### (ウ)「複合型コミュニティ」等の記事作成

- ・本市が指定する市内の複合型コミュニティの取組を取材・撮影し、記事を 1 件作成する。
- ・取材時間は概ね 1 件あたり半日程度とする。その他、1 回は下取材を行うこと。
- ・目安となる文字数は 2,500～3,000 文字程度、添付画像は 10 点程度とする。

- ・原稿の校正は 3 回程度とする。

#### (エ)編集会議の企画運営

- ・本市担当部署と受託者が参加する編集会議を 3 回以上企画・運営すること。
- ・編集会議は、本業務の進め方の協議や進捗の確認、上記(ア)～(ウ)の取材対象者や各記事の作成方針等を決定する場とし、議事録を開催ごとに作成すること。
- ・本仕様書「7 実施体制」で定める(1)業務責任者は、編集会議に毎回出席し、(2)～(4)で定める人員は、取材前に開催される編集会議に参加すること。

#### (オ)サイト分析

- ・Google アナリティクス 4 を用いて本サイトのアクセス情報の収集と分析を行い、結果について毎月報告すること。また、分析結果に基づき効果検証を行い、ページビュー数、直帰率等を改善するために必要なサイトの見直しに係る提案及び見直しに係る概算費用を令和 8 年 9 月 30 日までに提案すること。

#### (カ)サイト改修

- ・主な閲覧環境がスマートフォンであることを踏まえ、サイト内の各コンテンツについて、スマートフォンでの閲覧時における視認性、操作性及び回遊性の向上に資する改善提案を行うこと。必要に応じて、レイアウト、画像の見せ方、導線配置、文字量等について見直しを行い、スマートフォンでの表示を意識した対策を講じること。

#### (2)広告配信・動画制作業務

サイト及び関連 SNS 等を活用し、市内外のターゲットに対して本市の魅力を効果的に届けるため、現状分析、動画制作、ウェブ広告配信、効果測定及び改善提案を一体的に行うこと。

##### (ア)現状分析及びテーマ・ターゲット設定

- ・サイト及び本市公式 Facebook・Instagram アカウント「グッドサイクルいこま」等について現状分析を行い、本業務におけるテーマ及び詳細なターゲットを設定すること。
- ・必要に応じて既存の統計資料、各種基礎調査、生駒市認知度・イメージ調査結果等と合わせて情報分析を行うこと。
- ・広告配信にあたっては、市外のターゲットの行動特性、居住地域、関心分野、利用媒体等を分析し、配信方針を提案すること。
- ・配信エリアは関西圏及び首都圏を基本とし、配信時期、媒体、訴求内容等について本市と協議のうえ決定すること。

##### (イ)動画制作業務

- ・(ア)を踏まえたクリエイティブとして、動画を制作すること。企画、構成、取材、撮影、編集その他制作に係る一切の業務を行うものとし、内容は本市と協議のうえ決定すること。
- ・動画は、視聴者が本市での暮らしを連想することができ、暮らしの魅力や特徴が分かりやすく伝わる構成とすること。
- ・多くの視聴者の興味・関心を誘引するようなデザイン及び動画構成とすること。
- ・撮影前に絵コンテや台本等、動画構成が分かる資料を作成すること。
- ・撮影は原則市内で行うものとし、必要に応じて市外での撮影も可能とする。
- ・撮影した動画の編集作業(音楽、ナレーション、テロップの挿入等を含む。)を行うこと。
- ・動画の完成までに、本市による内容確認及び修正等の指示を受けるものとし、各動画の校正は3回程度とする。
- ・完成後、サムネイル画像(JPEG形式)及び二次利用が可能な白データ(テロップ、BGM、効果音等)を含まない動画素材データもあわせて提出すること。
- ・完成した動画は、市が管理するサイトや SNS、YouTube 等に掲載するほか、本市が実施又は参加するイベント等での放映、その他本市が必要と認めた場所での放映又は配信に使用できるものとする。

#### (ウ)広告配信業務

- ・本仕様書(イ)で制作した動画等を活用し、ウェブ広告配信を行うこと。
- ・広告媒体については、Google ディスプレイネットワーク、SNS 広告その他ターゲットへの到達確度が高い媒体の中から、目的に応じた最適な媒体を提案し、本市と協議のうえ配信すること。複数媒体の活用も可とする。
- ・訴求対象の行動特性を考慮しながら、時間帯、曜日、地域、属性、閲覧デバイス等の広告表示条件を提案すること。
- ・一定期間ごとに、対象属性、時間帯、閲覧デバイス等の条件に基づくインプレッション数、クリック数等の広告効果を確認し、必要に応じて広告条件の見直しを行うなど、最も効果的な方法で広告配信を実施すること。
- ・広告配信においては、キーワードの抽出、アカウント設計、タイトル・説明文等必要な措置を講じること。
- ・広告媒体については複数の利用も可とし、インプレッション総数は 50 万回以上を目安とすること。
- ・広告配信に際しては、ビューアビリティ、アドフラウド、ブランドセーフティについて十分な対策を講じること。
- ・同一ユーザーに過度に広告が表示されないよう、フリークエンシーキャップ等に配慮すること。
- ・掲載広告に異常を認めた場合、又は掲載広告の異常に係る連絡を受けた場合は、直ちに対応を開始し、改善に努めること。

#### (エ)効果測定、報告及び改善提案

- ・Google アナリティクス 4 等を活用し、広告配信状況及びサイト閲覧状況をモニタリング・分析のうえ、必要に応じてターゲティングの見直しや絞り込みなど、運用改善の提示を行うこと。
- ・本業務の最適化を図るうえで、適切な評価指標を設定し、KPI としてふさわしいものを提案すること。
- ・インプレッション数、クリック数、平均クリック単価等を、広告別、セグメント別、日別、曜日別、カテゴリ別、デバイス別等に整理したレポートを作成し、定期的に提出すること。
- ・レポートには、広告条件の見直し内容、異常発生時の対応内容その他業務履行において発生した各種変更及び対応内容を記載すること。
- ・広告配信終了後、結果分析報告会を 1 回以上行い、今後の改善提案を盛り込んだ報告書を提出すること。
- ・本市職員が広告出稿に関する知見やノウハウを蓄積できるよう、広告運用に関する基本的な考え方や手法、データの見方、改善策の立案等について伴走支援を行うこと。
- ・本件業務の完了後、報告書の提出と併せて業務完了届を提出すること。

#### (3)フリーペーパー制作業務

サイトに掲載する記事を中心に編集したフリーペーパーの制作及び印刷を行うこと。

#### (ア)仕様

- ・判型 タブロイド新聞型(紙質/マット(D 版)57kg・折加工あり)又は A5~A4 判パンフレット(紙質/コート紙 110kg)
- ・ページ数 4 ページ以上
- ・部数 5,000 部
- ・印刷 オフセット印刷によるフルカラー印刷

#### (イ)レイアウトと版下作成

- ① 全体構成及び掲載内容は、サイトの原稿をもとに、サイトのコンセプトを維持したものとし、本市と協議のうえで決定する。
- ② レイアウト、文字量、色等を決定し、文字周りのデザインや画像のトリミング等を行って版下を作成する。色は、色弱者を考慮したものとすること。
- ③ 版下は、パソコンのデスクトップパブリッシング機能(DTP)を使って作成すること。

#### (ウ)校正

- ① 校正は、全体のデザインを決定後、印刷までに原則 3 回まで行う。
- ② デザインは、校正の過程で変更を依頼する場合もある。初校での大幅なレイアウト・デザイン変更、2 校、3 校でのレイアウト変更等にも柔軟に対応すること。

③ 初校は PDF 形式で作成し、電子メールで納品すること。以降の 2 校、3 校も同様とするが、必要に応じ柔軟に対応すること。

#### (エ) 成果品の納入期限・場所

令和 9 年 3 月 19 日までに本市広報広聴課へ納品すること。

なお、別途 PDF 形式に変換した版下データ(保護したものと保護をしていないものの 2 種類)と、DTP を使って作成した形式のそれぞれを原則電子メールで納品することとする。

#### (4) システム運用保守管理業務

##### (ア) システム等の運用・管理

- ① サイトのドメインは「goodcycleikoma.jp」とする。
- ② サーバーは、現在のサーバーと同等かそれ以上のスペックを用意すること。その調達費用及び本件業務期間における維持管理費用は本契約に含むものとする。
- ③ サイトのドメインの登録及びサーバー保守運用は令和 8 年 4 月現在のサイト保守事業者が行っているため、登録者の変更等ドメインの移行作業及びサーバーの移行作業が生じる場合は、現在のサイト保守事業者と連携して行うこととし、作業に伴う費用は受託者が負担すること。
- ④ 受託者は、本契約期間中、サイト運用に支障が生じないよう、当該ドメイン及びサーバーを適切に維持管理すること。本契約期間の終了後、次期受託者への引継ぎに伴いドメイン及びサーバーの移行作業等が必要となる場合は、受託者は、本市又は次期受託者からの求めに応じ、契約期間外であっても、当該移行が円滑に行われるよう必要な情報提供、設定確認その他必要な協力を行うこと。
- ⑤ CMS により管理・更新を可能とすることとし、市職員がページの更新を容易に行えるようにすること。
- ⑥ SSL 通信による安全な通信を確保することとし、SSL 証明書の発行費用は本業務に含むものとする。
- ⑦ 主な閲覧ツールはスマートフォンとするが、パソコン、タブレット端末等での閲覧も可能とすること。なお、スマートフォン版サイトは、閲覧者の利用場面を想定し、操作性、視認性が確保できる設計を行い、原則としてレスポンスウェブデザインとし、サイトの表示速度について考慮すること。
- ⑧ Windows、MacOS、iPhone、Android の汎用ソフトウェアでの閲覧が可能であり、その動作を保証すること。
- ⑨ システムの運用時間は、原則 24 時間 365 日とする。また、平常時の保守対応時間は、原則平日午前 9 時から午後 5 時 15 分までとする(データセンターにおける監視・障害対応等を除く。)。本市からの問合せや運用に関する支援について、電話、メール、FAX、訪問等により、できる限り速やかにサポートできる体制を構築すること。

##### (イ) データバックアップ

バックアップの実施頻度は、1日1回以上とし、取得時から5日間以上保存すること。また、障害発生時にはバックアップデータ等から復旧措置が行えるよう万全の対策を講じること。なお、障害が発生した場合は概ね24時間以内に復旧すること。

#### (ウ)セキュリティ対策

##### ① 脆弱性対応

システム、ハードウェア、ネットワーク全般において、脆弱性が発見された場合、及びアップデート等のメンテナンスが必要な場合は、直ちに本市広報広聴課に連絡し、速やかに対応すること。また、セキュリティパッチ情報を収集し、早期発見・早期対処を行うこと。なお、パッチの適用、設定の修正等によりOS・サービス・システムを再起動する場合、やむを得ず計画的にシステムを停止する場合は、事前に本市広報広聴課の承認を得ること。

##### ② 稼働監視

サイトが正常に表示されていることを24時間365日監視する体制を構築すること。

項目	内容	基準値
稼働時間	計画停止・定期保守を除くサービスを利用できる期間	24時間365日
稼働率	計画停止・定期保守を除くサービス期間における稼働率	年間99%以上
計画停止予定通知	点検・保守に係る定期的な停止に関する事前連絡	概ね2週間前にメールで通知

#### (エ)障害対応

システム等の障害発生を検知した場合は、検知したときから概ね1時間以内に本市広報広聴課に連絡を行うとともに、概ね24時間以内に対応すること。また、復旧後は障害内容及び対処内容、再発防止策等を本市広報広聴課へ連絡すること。

#### (オ)運用サポート

##### ① バージョンアップ

サイト構築に利用しているオープンソースソフトウェアのバージョンアップが行われた場合、バージョンアップの提案をすること。

##### ② その他保守

軽微な修正の要望に対し、予め設定する保守サポート作業範囲において対応すること。保守サポート作業範囲の作業量は、1か月当たり3時間以内とし、作業項目は以下に示すとおりとする。サポート作業は、管理表を作成し双方合意の上管理していくものとする。作業範囲を超過する項目

については、別途契約とする。

保守サポート作業範囲の作業項目

- ・既存画像の差し替え・追加・削除
- ・テキストの差し替え・追加・削除
- ・テキスト、画像等に設定しているリンク先の変更

## 7 実施体制

本仕様書に定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に進行できる体制を整備すること。人員の選定及び人数の確定は本市の承認を得るものとし、契約締結後に工程管理表を作成して提出すること。また、体制を変更する必要がある場合には、事前に本市の承認を得ること。なお、下記(2)カメラマン、(3)ライターは「6 業務の詳細(1)コンテンツ更新・分析・改修業務」(イ)(ウ)に適用するもので、(ア)を担当するカメラマン及びライターは、市民 PR チーム「いこまち宣伝部」や生駒市内在住者であり、現行のサイトのトーンやマナーを崩さない知見や技術等を有する者であれば、適用しないこととする。

### (1)業務責任者

本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備するため、ブランディングやデザインに関する知見があり、自治体との業務経験を有する業務責任者を 1 名配置すること。業務責任者は、業務の意図を汲んだうえで最適な表現を選定し、カメラマン、ライター、デザイナーその他必要な人員に指示を行うこと。なお、取材が必要な記事作成にあたっては、業務責任者又は業務責任者が指名し本市が認めた者が取材に同行し、取材に関するノウハウの提供や記事作成に関するアドバイスをを行うこと。

### (2)カメラマン

取材記事作成時にスチール撮影を行うカメラマンを 1 名以上配置すること。カメラマンは、撮影のほかに、現行のサイトのトーンを崩さないよう画像の加工を行う。被写体を魅力的に撮影することが可能な技術的知見を持つ者とする。

### (3)ライター

取材記事作成時に適切に取材を進行し、原稿を作成するライターを 1 名以上配置し、「いこまのすまい」「複合型コミュニティ」のコーナーごとに同一者が担当すること。各種メディアで 2,000 文字以上の原稿を掲載した豊富な業務経験を持つ者とする。

### (4)デザイナー

サイトとフリーペーパーのデザインやレイアウト、使用するイラスト等を制作するデザイナーを 1 名

以上配置すること。デザイナーは、サイトのトーンを崩さないようにデザインや成果品を制作すること。都市ブランディングや地域プロモーション業務の経験がある者とする。

#### (5) 動画制作・広告運用担当者

動画制作及び広告配信業務を適切に遂行するため、動画の企画、撮影、編集又は広告運用に関する知見及び実務経験を有する者を1名以上配置すること。動画制作・広告運用担当者は、ターゲット設定、媒体選定、広告配信設計、効果測定及び改善提案を行い、本市に対して分かりやすく説明及び報告を行うこと。

### 8 成果品の利用及び著作権

(1)本市は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、講演・講習、放送番組などのあらゆる媒体、手段・方法により、公表(公開、配布等)することができるものとする。

(2)本市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。

(3)本業務において作成した成果品等は本市に帰属するものとする。本業務受託者は本市の許可なく使用してはならない。

(4)受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### 9 その他

(1)発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し、業務の改善を受注者に求めることができる。

(2)受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、ただちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(3)受注者は、この業務の履行にあたり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(4)受注者は、業務の履行により個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守しなければならない。

(5)受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(6)業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(7)この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議のうえ決定するものとする。

(8)本業務の再委託は、発注者の承認を得た場合を除き禁止する。